

- ◆1面
 - 今回投票できる方
 - 投票所整理券
- ◆2面
 - 期日前投票のご案内
- ◆3面
 - 投票所における新型コロナウイルス感染症対策
- ◆4面
 - 様々な不在者投票のご案内
 - 選挙公報の配布

新宿区の未来は、私が決める

投票日 新宿区長選挙

11月13日(日) 【告示日11月6日(日)】 ※投票時間は午前7時～午後8時まで



区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします(詳しくは、3面をご覧ください。)



◆今回投票できる方◆

今回の新宿区長選挙で投票できる方は、「新宿区の選挙人名簿に登録」されていて、「投票する日現在において新宿区内に住所がある方」です。

なお、今回の選挙で、新たに新宿区の選挙人名簿に登録される方は、以下1～3の要件をすべて満たす方です。

- 1 平成16年11月14日までに生まれた日本国民であること。
- 2 令和4年8月5日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- 3 令和4年11月5日まで、引き続き新宿区に住民登録があること。

■新宿区に転入された方

令和4年8月6日以降に、新宿区へ転入の届出をした方は、今回の新宿区長選挙では投票できません。

※ただし、新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、他の区市町村に転出した後、1ヶ月以内に新宿区に再び転入届を提出(再転入)し、投票する日現在で引き続き3ヶ月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。

この場合、転出した日付によって、投票が可能となる日が異なりますので、該当する方は、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

■新宿区から転出された方

新宿区から転出した方は、新宿区の選挙人名簿に登録があっても、投票できません。ただし、11月7日から13日までの間に新宿区から転出する場合は、転出する当日(「転出届を提出する日」ではなく、「実際に引越しをする日」)までは、投票できます。

なお、転出から1ヶ月以内に新宿区へ再転入された方は、前述の※の記述をご参照ください。

■新宿区内で転居された方

(1) 10月14日(金)までに、区内で転居の届出をされた方は、新住所地の投票所で投票してください。

(2) 10月15日(土)以降に、区内で転居の届出をされた方は、前住所地の投票所で投票してください。

※上記(1)(2)の記述は、いずれも、11月13日(日)の投票日当日に投票する場合に限り該当します。期日前投票をご利用される方は、区内のどの期日前投票所でも投票が可能です【2面参照】。

◆お身体の不自由な方には◆

■代理投票

心身の故障等で、投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。投票所の職員が、候補者名をお聞きし、ご本人に代わって投票用紙へ記載いたします。ご希望の方は、受付にてお申し出ください(投票の秘密は守られますのでご安心ください)。なお、ご家族等が代わりに記載することはできません。

■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。

このほか、点字版の候補者一覧、点字版の「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)もご用意しています。

■その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もございます。必要な方は、係員までお申し出ください。

◆投票の記載方法◆

投票用紙には「候補者の氏名」を1名のみ記載してください。候補者の氏名以外は書かないでください。

候補者の氏名が正しく記載されていても、それ以外に unnecessary 記載(欄外や裏面を含む)があった場合は、投票が無効となることがありますのでご注意ください。



◆投票・開票速報◆

開票は、11月13日(日)の午後8時45分より、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。

投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。

◆投票所整理券について◆

住民票の世帯ごとに、投票所整理券を封書でお送りします。投票の際は、印字されているご自身のお名前をよくご確認ください。

新宿区の選挙人名簿に登録があり、投票する日現在において新宿区内に住所がある方であれば、投票所整理券が未着の場合や、紛失された場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。



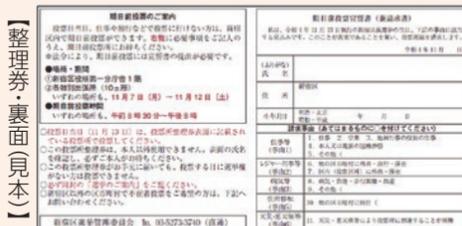
なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合や、要件を満たさないことが判明した場合は投票できません。



表面に印字された、ご自身のお名前をよくご確認ください。

誤って、ご家族の整理券をお持ちにならないようご注意ください。

なお、この地図は、11月13日(投票日当日)にお越しになる際の投票所です。



裏面は「期日前投票宣誓書(兼請求書)」です。あらかじめ、ご自宅等でご記入のうえお持ちいただくと、スムーズに受付ができます。

また、11月13日(投票日当日)にお越しになる場合は、記入不要です。